平成３０年（フ）第６５０号
東京都杉並区高円寺北４丁目９－18－22　産業住宅協会高円寺アパート
破産者　平山　実樹
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７６９号
東京都大田区山王４丁目11－５－201
破産者　阿久津健二
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６０号
大阪府大阪市北区東天満１丁目７－22－401、開始決定時の住所千葉県市川市妙典１丁目22－22－206
破産者　大野　紘平
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６３号
アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市ワイマヌストリート1232番　スイートＡ－２、日本における営業所神奈川県横浜市緑区鴨居４丁目20番４号
破産者　トゥインクルウッド・インコーポレイテッド
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６５号
神奈川県横浜市南区若宮町１丁目６－13、開始決定時の住所東京都台東区上野７丁目３－９－824　アルベルゴ上野
破産者　高橋　健治
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１００４号
東京都北区赤羽北１丁目８－17－901
破産者　飯島　和矢
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０１８号
東京都渋谷区恵比寿２丁目３－７
破産者　横井みゆき
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０４２号
東京都足立区谷中２丁目18－13－302
破産者　佐々木ユキ
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１４９号
東京都世田谷区上馬２丁目10－９－302
破産者　高羽　友人
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０１号
東京都北区王子２丁目14番15号
破産者　株式会社ニューシーン
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０２号
埼玉県越谷市赤山町２丁目220－３
破産者　上高原雅治
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１２０４号
東京都府中市府中町２丁目30－10－103
破産者　本村晋太郎
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３５７号
東京都中央区銀座７丁目６番16号　銀座金田中ビル５階、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区代沢５丁目36番地９号
破産者　マツダエンターテイメント株式会社
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３６３号
東京都世田谷区奥沢５丁目23－18
破産者　株式会社ジャパン・ＥＩクリエイト
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３６４号
埼玉県上尾市大字小敷谷845－１　西上尾第一団地２－23－304
破産者　有本　毅
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７２号
東京都目黒区東が丘１丁目３番１号
破産者　ＧＣＩ株式会社
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７３号
東京都新宿区北新宿１丁目20－12－1301
破産者　金子　治加
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７５号
東京都渋谷区代々木５丁目41番１
破産者　グルテンヌコーポレーション有限会社
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３７６号
山梨県甲府市大手３丁目１－５
破産者　淺野　正己
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３８１号
東京都目黒区三田１丁目４番４－1204号　恵比寿ビュータワー
破産者　株式会社赤羽写真工房
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１３８２号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7849－１
破産者　赤羽　真也
1　決定年月日　平成30年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部